

2020年9月1日
公立大学法人北九州市立大学
学 長 選 考 会 議

学長に求められる資質・能力等について

公立大学法人北九州市立大学の学長は、地方独立行政法人法第71条第6項に規定する「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」のうち、本学の学長として、最もふさわしいと公立大学法人北九州市立大学学長選考会議が認める者とする。

なお、学長に求められる資質・能力等については、下記に示すとおりとする。

記

大学の全ての校務の包括的な最終責任者並びに副理事長として、中期目標・中期計画の推進・実現に強い意欲を有するとともに、以下の資質・能力を有すること。

1 「高等教育及び学術に関する見識」

高等教育及び学術を取り巻く社会経済状況の変化等を踏まえ、世界を舞台に活躍できる人材の育成や社会が求めるイノベーションの創出を図るなど、大学全体としての教育研究の向上に必要な知識や企画力を有すること。

2 「教職員に対する指導力、統合力及び大学経営に関する見識」

教職員に対して、自らのビジョンを明確に示しつつ、積極的なコミュニケーションを通して大学を統括するリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的に大学を運営する能力を有すること。

3 「北九州の地域性及び北九州市施策等に関する知識・理解」

産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史や環境問題への取り組みといった北九州地域の特性を理解し、北九州市の課題や施策を踏まえ、大学が地域の発展に寄与するための体制を構築する姿勢を有すること。